

米粉需要創出・利用促進対策事業実施要領

制 定 令和4年12月8日付け4農産第3379号
改 正 令和5年11月29日付け5農産第3276号
改 正 令和6年12月24日付け6農産第3498号
改 正 令和〇年〇月〇日付け7農産第〇〇〇号

農林水産省農産局長通知

第1 趣 旨

米粉需要創出・利用促進対策事業の実施については、米粉需要創出・利用促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月8日付け4農産第3219号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業内容

本事業は、次に定めるとおり、米粉商品開発等支援対策事業、米・米粉消費拡大対策事業、米粉製品製造能力強化等支援対策事業及び米粉原料安定供給事業により構成され、各事業の取組内容、補助事業者等は、別記1から別記4までに定めるとおりとする。

1 米粉商品開発等支援対策事業

別記1に定めるとおりとする。

2 米・米粉消費拡大対策事業

別記2に定めるとおりとする。

3 米粉製品製造能力強化等支援対策事業

別記3に定めるとおりとする。

4 米粉原料安定供給事業

別記4に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、令和4年12月8日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年12月24日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

(別記3)

米粉製品製造能力強化等支援対策事業

第1 事業の概要

本事業では、米粉製粉・米粉製品製造能力の強化を促進するため、米粉製粉事業者又は食品製造事業者の施設整備、製造設備の増設等を支援するものとする。

第2 事業の実施基準等

- 1 補助事業者が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に終了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業の執行等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成19年9月21日付け19 経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56 経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

- 3 交付等要綱第3第3項の補助対象となる機械器具設備は、次のとおりとする。
 - (1) 原則、新品に限るものとする。ただし、中古機械器具設備（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位として、1年未満は切り捨てる。）が3年以上（残存年数が3年未満のものについては、使用できる年数について販売店等による3年間以上の保証があるものに限る。）の機械器具設備をいう。）を導入する場合は、同能力の新品の機械器具設備の購入価格及び耐用年数を勘案し、中古機械器具設備の購入の方が経済的に優れていると認められる場合に限り、助成対象とすることができるものとする。
 - (2) 既存の機械器具設備の代替として同等のものを再度導入し、機械器具設備の更新と見込まれる場合には、本事業の補助の対象外とする。
- 4 交付等要綱第3第3項の補助対象となる施設は、次のとおりとする。
 - (1) 原則として、新品、新築又は新設によるものとする。ただし、成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。
 - ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
 - イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
 - ウ 補助事業により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成20年5月23日付け20 経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受け

る見込みであること。

エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

- (2) 施設の附帯施設のみの整備については、本事業の補助の対象外とする。
 - (3) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費については、本事業の補助の対象外とする。
- 5 事業の期間中に発生した事故又は災害のための経費は、本事業の補助の対象外とする。

第3 補助事業者

本事業の補助事業者は、次に掲げる要件全てを満たす者とし、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が公募により選定した者とする。

- 1 米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成21年農林水産省令第41号）第1条第1号に規定する新用途米穀加工品又はこれを原料とする加工食品を製造する法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ）であること。
- 2 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力及び体制を有していること。
- 3 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する法人等であって、定款、役員名簿、法人等の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない法人等にあっては、これらに準ずるもの）を備えていること。
- 4 日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる法人等であること。
- 5 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員でないこと。
- 6 事業実施計画中の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、農産局長に提出すること。

第4 成果目標等

本事業の成果目標等の内容は別表1に定めるとおりとし、採択要件は、別表2に定めるとおりとする。

第5 補助対象要件等

本事業の補助対象要件等は、次のとおりとする。

(1) 補助対象となる施設及び設備

補助対象は、事業実施計画において、米粉製粉・米粉製品製造能力の強化等を促進する効率的な体制を構築するために必要なことが明らかな施設及び設備とし、米粉の増産に必要な付帯施設及び設備を含めるものとする。

(2) 補助対象経費

次に掲げる施設及び設備の整備に要する経費とする。

ア 機械器具設備

受入れ、加水、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、換気・空調、分析等に係る設備その他製粉、製品の製造に必要な設備の整備

イ 上屋等

製造施設等を覆うために必要な建築物、制御棟（室）（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）その他必要な建築物の整備。ただし、本事業実施後に本建築物から出荷される全ての製品が米、米粉又は米粉を主たる原料とした、小麦グルテンを含まない製品を製造する建築物に限る。

ウ その他

機械器具設備、上屋等の整備に係る設計費、諸経費及び食品衛生に係る基準を満たしていることを証明するために必要となるコンサルタント費用、認証取得手数料等。ただし、総事業費の20%以内とする。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和8年3月31日までとする。

第7 事務手続

1 事業実施計画の作成等

（1）事業実施計画の作成

交付等要綱第4に基づく事業実施計画は、別記様式第1号により作成するものとする。

（2）事業実施計画の承認等

ア 補助事業者は、（1）により作成した事業実施計画を、農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、別に定める本事業の公募要領により選定された補助金交付候補者の選定時の事業実施計画については、農産局長の承認を受けたものとみなし、また、交付等要綱第13の規定に基づく事業実施計画の変更、中止又は廃止の承認申請については、交付等要綱別記様式第4号の「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

イ 農産局長は、事業実施計画の承認を行うに当たっては、別記様式第2号により、承認された者に対して承認した旨を通知するものとし、承認されなかった者に対しては、承認しなかった旨を通知するものとする。

2 事業実施状況の報告

（1）補助事業者は、本事業の実施初年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、事業実施状況報告書を別記様式第3号により作成し、報告に係る年度の翌年度の6月末までに農産局長に報告するものとする。

（2）（1）の報告を受けた農産局長は、その内容について検討し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断される場合等には、当該補助事業者に対して改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第8 事業の評価

- 1 補助事業者は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別記様式第4号により農産局長に報告するものとする。
- 2 農産局長は、補助事業者からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行う。
- 3 農産局長は、2の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、補助事業者に対して改善措置として別記様式第5号を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、補助事業者から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

- (1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
- (2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 4 農産局長は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。
- 5 農産局長は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第9 報告又は指導

農産局長は、補助事業者に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第10 補助金の返還

国は、本事業において導入した施設等が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めるものとする。

第11 補助事業における利益等排除の取扱い

補助事業者は、補助事業において、補助対象経費の中に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、別添のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

(別表 1)

成果目標等
<p>1 成果目標</p> <p>補助対象施設において又は当該施設で生産される製品の出荷先において、次の要件のいずれにも該当するものを設定するものとする。</p> <p>(1) 次のア及びイを満たすこと</p> <p>ア 米粉若しくは米粉製品を新規に製造し、又は製造量を10%以上増加させる。</p> <p>イ 米粉使用量を目標年度までに10トン以上増加させる。</p> <p>(2) 次のアからウまでのいずれかを満たすこと。</p> <p>ア 本事業の実施後、米粉又は米粉加工製品の製造施設において出荷される全ての製品又は製品の主原料を米粉とする。</p> <p>イ 本事業の実施後、米粉又は米粉加工製品の製造施設において出荷される製品の重量の過半に、米粉を原料として2%以上使用する。</p> <p>ウ イに相当する数量の米粉を原料として新たに使用し、目標年度までの米粉関係製品の出荷累計額がおおむね国費の投入額に見合う水準とする。</p> <p>2 目標年度</p> <p>本事業の目標年度は、事業実施年度から5年以内とする。</p>

(別表 2)

採択要件
<p>採択要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p>
<p>(1) 整備する設備等は、米粉又は米粉加工製品の製造量の増加につながるものであること。なお、既に米粉又は米粉加工製品の製造を行っている補助事業者が取組を行う場合は、補助対象施設において又は当該施設で生産される製品の出荷先において本事業の実施後、当該補助事業者の米粉の出荷量又は引取量の10トン以上かつ10%以上の増加を図ること。</p>
<p>(2) 米粉又は米粉加工製品の製造施設においては、本事業の実施後、Codex-HACCPを完全履行していることを客観的に証明すること。（第5の（2）のイに取り組む場合に限る。）</p>
<p>(3) 1事業実施計画当たりの総事業費が5,000万円以上であること。</p>

別添

補助事業における利益等排除の考え方

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（1）から（3）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

（1）補助事業者自身

（2）100%同一の資本に属するグループ企業

（3）補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（1）補助事業者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（3）補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

別記様式第1号（第7の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度米粉製品製造能力強化等支援対策事業実施計画の承認
(変更)の申請について

米粉需要創出・利用促進対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記3第7の1の規定に基づき、別添のとおり、関係書類を添えて承認（変更）を申請します。

- (注) 1 関係書類として、別添を添付すること。
2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。

別添

米粉製品製造能力強化等支援対策事業

事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度

補助事業者名：

米粉製品製造能力強化等支援対策事業実施計画

基本情報

補助事業者名	○○○○株式会社	都道府県名・市町村名	●●県△△市
--------	----------	------------	--------

1 事業の目的及び事業実施計画の基本的な方針

(注) 「基本的な方針」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるかを具体的に記載すること。

2 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 事業の成果目標

①成果目標の内容

成果目標の内容	
---------	--

注 米粉需要創出・利用促進対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知。以下「要領」という。）別記3別表1に掲げる成果目標のうち補助事業者が自ら目標として設定した成果目標。

②成果目標の具体的な数量

米粉又は 米粉製品	米粉 使用率 (%)	製品重量又は米粉使用量						
		[実績] 令和6年度 (t)	[見込] 令和7年度 (t)	[目標] 令和8年度 (t)	[目標] 令和9年度 (t)	[目標] 令和10年度 (t)	[目標] 令和11年度 (t)	[目標] 令和12年度 (t)
(例) 米粉入り ○○パン	20%	10t	20t	30t	40t	50t	55t	60t
ロールパン	10%	10t	10t	10t	10t	10t	10t	10t
合計米粉 使用量		2t	4t	6t	8t	10t	11t	12t

注1 本事業により整備された施設、設備から出荷されるすべての製品について記載。

2 本事業実施以前に米粉又は米粉製品（以下「米粉製品等」という。）の製造実績がある場合や、国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている施設、設備によって米粉製品等の製造実績又は製造予定がある場合は、別途定める公募要領の記載例を参照して記載する。

3 必要に応じて行を増やして記載。

③成果目標の具体的な出荷額

米粉又は 米粉製品	〔目標〕 令和8年度	〔目標〕 令和9年度	〔目標〕 令和10年度	〔目標〕 令和11年度	〔目標〕 令和12年度	合計	単位 〔百万円 千円等〕
(例) 米粉入り○○パン	300	400	500	550	600	2350	百万円
合計金額	300	400	500	550	600	2350	百万円

注1 本事業により整備された施設、設備から出荷される全ての米粉関係製品について記載。

2 必要に応じて行を増やして記載。

4 整備する機械器具設備・施設等の一覧

(1) 整備する機械器具設備の一覧

No	機械器具設備の概要						機械器具設備の価格、補助金額等				
	機械器具設備名	新品・中古の区分 ※1	法定耐用年数 ①	中古機械の場合		型式	数量	機械価格 A (円)	消費税 B (円)	計 A+B (円)	補助金額 (A/2以内) (円)
				経過年数 ②	残存年数 (①-②) ※2						
1											例：見積り①
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
計											

※1：中古の場合は、残存年数が3年以上の場合に限る。

※2：新品の場合の残存年数は法定耐用年数となる。

(2) 整備する施設の一覧

No	施設の概要						新築・改修等価格、補助金額等			
	施設名	新築・改修等の区分	法定耐用年数	(改修等の場合) 内部施設の法定耐用年数	型式等	数量	新築・改修等費用 A (円)	消費税 (円)	計 (円)	補助金額 (A/2以内) (円)
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
計										

5 補助対象物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

6 経費の配分及び負担区分

取組内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
		円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円	

(注) 整備を予定している施設等の能力・規模は、設備が過剰とならないとともに、補助事業者の過去の販売数量及び原料貢受数量等の実績からみて適正であること。

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度精算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度精算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、取組内容を記載する。

7 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

事業実施期間において、次の（1）から（7）までの取組の全ての項目を実施することとなっています（ただし、該当しない取組を除きます）。

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/>	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	※と畜場でない場合 (と畜場である <input type="checkbox"/>) 食品ロスの削減に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑪	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>

⑯	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑯	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注1：「関係する法令を遵守」については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）等を遵守することを示す。

注2：（5）⑦については、と畜場の場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

注3：（6）⑩、（6）⑪、（7）⑯の※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

8 添付書類

- （1）取組の詳細及び事業費の内訳の詳細が分かる資料
- （2）3の②の「実績」の根拠となる資料
- （3）直近3年の原料購入実績が分かる資料
- （4）申請する補助対象施設・機械の見積書（写し）
- （5）参考資料として工場施設等の位置がわかる当該地域の地図及び施設の設計図等
- （6）その他事業実施計画等申請書類の内容を確認する上で必要となる資料

別記様式第2号（第7関係）

番 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

令和〇年度米粉製品製造能力強化等支援対策事業実施計画の承認について

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった令和〇年度米粉製品製造能力強化等支援対策事業実施計画については、米粉需要創出・利用促進対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記3第7の1の規定により、承認された※のでここに通知する。

なお、後日、貴〇〇に対して割当内示をするので、これに基づき進められたい。

※承認されなかった者に対しては、承認されなかったと記入するとともに、
なお書きを削除する。

別記様式第3号（第7関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度米粉製品製造能力強化等支援対策事業実施計画の実施状況
報告（令和〇年度）

米粉需要創出・利用促進対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記3第7の2の規定により別添のとおり報告する。

別添

米粉製品製造能力強化等支援対策事業実施計画の実施状況報告書

基本情報

補助事業者名	○○○○株式会社	都道府県名・市町村名	●●県△△市
--------	----------	------------	--------

事業担当者名 及び連絡先	補助事業者名	
	ウェブサイトのURL	
	事業担当者氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	電話番号	
	F A X	
	E -mail	

1 事業の目的及び事業実施計画の基本的な方針

（注）米粉製品製造能力強化等支援対策事業実施計画の1の「事業の目的及び事業実施計画の基本的な方針」の内容を記載する。

2 事業の実施状況

①成果目標の内容

成果目標の内容	
---------	--

②米粉又は米粉製品の製造状況

米粉又は 米粉製品	米粉 使用率 (%)	製品重量又は米粉使用量					
		令和6年度 (t)	令和7年度 (t)	令和8年度 (t)	令和9年度 (t)	令和10年度 (t)	令和11年度 (t)
合計米粉 使用量							

注1 本事業により整備された施設、設備から出荷されるすべての製品について記載。

2 必要に応じて行を増やして記載。

③米粉又は米粉製品の出荷額の状況

米粉又は 米粉製品	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計	単位 (百万円 千円等)
合計金額							

注1 本事業により整備された施設、設備から出荷される全ての米粉関係製品について記載。

2 必要に応じて行を増やして記載。

3 実績額

取組内容	総事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	

4 その他（取組状況報告に必要な項目）

5 添付書類

- (1) 取組の詳細及び事業費の内訳の詳細が分かる資料を添付。
- (2) 2の②及び③の数値の根拠となる資料を添付。
- (3) 参考資料として工場施設等の位置がわかる当該地域の地図を添付。
- (4) その他、実施状況報告書の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付すること。

別記様式第4号（第8の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度米粉製品製造能力強化等支援対策事業の評価報告

米粉需要創出・利用促進対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記3第8の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注）1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
2 必要に応じて別紙様式第3号別添の事業実施状況報告書を添付すること。

別記様式第4号別添

米粉製品製造能力強化等支援対策事業に関する事業評価報告シート

補助事業者名	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況							成果目標の具体的な実績	事業内容	事業費	負担区分(円)			完了年月日	補助事業者の評価	備考
		計画時(R○年度)	1年後(R○年度)	2年後(R○年度)	3年後(R○年度)	4年後(R○年度)	目標値(R○年度)	達成率		(工程、施設区分、構造、規格、能力等)	(円)	国庫補助金	自己負担	その他			

注1 事業実施計画に準じて作成すること。

注2 計画時については事業実施年度の前年度とする。

注3 達成率については事業完了年度の翌々年度の数値を目標値で除した値をパーセントで記載すること。

別記様式第5号（第8の3関係）

番号

年 月 日

農林水產省農產局長 殿

所 在 地

團 体 名

代表者氏名

令和〇年度米粉製品製造能力強化等支援対策事業の事業実施に関する改善計画について

米粉需要創出・利用促進対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知）別記3第8の3に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の取組の経過

2 当初の事業実施計画の成果目標が未達成である原因及び問題点

3 事業の実績及び改善計画

注 1 欄は適宜追加すること

2 成果目標を変更する場合は、計画時の数値を上段に（）を付し、下段に新たな目標値を記載すること。

4 改善方策

5 改善計画を実施するための推進体制